

寒河江市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者として、下記のとおり指定したので、寒河江市財務規則（昭和46年市規則第9号）第34条の5第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

寒河江市長 齋藤真朗

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町1番3号

P a y P a y 株式会社

2 指定納付受託者として指定をした日

令和7年4月1日

3 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

個人の市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）及び介護保険料（普通徴収）

4 指定納付受託者に指定した期間

令和7年4月1日から契約期間満了の日まで